

◎最高裁判所規程第●号

最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年●月●日

最 高 裁 判 所

最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程

(最高裁判所事務総局分課規程の一部改正)

第一条 最高裁判所事務総局分課規程(昭和二十二年最高裁判所規程第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、

これを加える。

改正後	改正前
<p>第二十七条 民事局第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 第一号及び第二号の手續による事件に関する事項並びに行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する事件の国際司法共助に関する事項</p> <p>〔五 略〕</p> <p>第三十四条 行政局第一課においては、次の事務</p>	<p>第二十七条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 第一号及び第二号の手續による事件に関する事項</p> <p>〔五 同上〕</p> <p>第三十四条 〔同上〕</p>

をつかさどる。

〔一・二 略〕

三 労働及び知的財産権に関する法規に関する事項

四 労働審判の手續の法規に関する事項

五 労働及び知的財産権に関する訴訟並びに労働審判の手續の規則の制定に関する事項

六 労働及び知的財産権に関する事件に関する事項（国際司法共助に関する事項を除く。）

七 労働関係裁判及び知的財産権関係裁判の資料等の刊行に関する事項

八 労働審判員に関する事項

九 〔略〕

〔一・二 同上〕

三 知的財産権に関する法規に関する事項

〔新設〕

四 知的財産権に関する訴訟の手續の規則の制定に関する事項

五 知的財産権に関する事件に関する事項

六 知的財産権関係裁判資料等の刊行に関する事項

〔新設〕

七 〔同上〕

十 「略」

十一 「略」

第三十五条 行政局第二課においては、次の事務をつかさどる。

一 行政及び国家賠償に関する法規に関する事項

二 行政事件訴訟の手續の法規に関する事項

三 行政事件訴訟の手續の規則の制定に関する事項

四 行政及び国家賠償に関する事件に関する事項（国際司法共助に関する事項を除く。）

五 行政裁判の資料等の刊行に関する事項

八 「同上」

九 「同上」

第三十五条 「同上」

一 行政、国家賠償及び労働に関する法規に関する事項

二 行政事件訴訟及び労働審判の手續の法規に関する事項

三 行政事件訴訟、労働に関する訴訟及び労働審判の手續の規則の制定に関する事項

四 行政、国家賠償及び労働に関する事件に関する事項

五 行政裁判及び労働関係裁判の資料等の刊行

<p>「削る」</p>	<p>に 関 す る 事 項</p> <p>六 労働審判員に関する事項</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(最高裁判所事務総局等職制規程の一部改正)

第二条 最高裁判所事務総局等職制規程(昭和四十三年最高裁判所規程第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(首席技官及び次席技官)</p>	<p>(首席技官及び次席技官)</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>第五条 事務総局の経理局営繕課（以下「営繕課」という。）に、<u>首席技官及び次席技官</u>を置く。</p> <p>〔2〕4 略〕</p>
	<p>第五条 事務総局の経理局営繕課（以下「営繕課」という。）に、<u>首席技官一人及び次席技官二人</u>を置く。</p> <p>〔2〕4 同上〕</p>

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

理由

最高裁判所事務総局における事務の適正かつ円滑な運営を図るため、最高裁判所事務総局の態勢について  
所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。